

平成26年度

監査結果フォローアップ報告

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（平成26年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

| 区 分 | | 内 容 | 摘 要 | |
|-----|-----------|---|---|-------------------------------------|
| A | 是正・改善済 | 措置を講じ、改善を終えたと認められるもの | その後の取組状況の報告を求めない | |
| B | 是正・改善見込 | 講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの | | |
| C | 是正・改善に取組中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 是正・改善に着手していると認められるもの ・ 是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの | 次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることによつて、措置状況として報告を求め、継続的にフォローをしていく | 是正・改善が見込まれるまでの後の取組状況の報告を求め、フォローしていく |
| D | 未取組 | 是正改善の取組みが認められないもの（改善も検討もしていないもの） | その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う | |
| E | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・ その他（監査対象から外れたもの等） | | |

2 フォローアップの概要

平成22年度～平成25年度に実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）及び行政監査、並びに平成23年度～平成24年度に実施された包括外部監査の指摘事項等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき

確認するとともに、平成26年度の定期監査（前期分）の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、次年度以降の定期監査において、指摘事項等として再度、是正・改善を求めている。

(1) フォローアップの対象について

「収入未済」、「未利用地の解消」等については、翌年度も引き続き指摘事項等とすることから、本報告の対象から除外した。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

| 区 分 | フォローアップ対象 | H26確認結果 | | | | | その他 E |
|--------------|-----------|-------------|--------------|--------------------|----------|----------|----------|
| | | 是正・改善済 A | 是正・改善見込 B | H27フォローアップ対象 | | 計 C+D | |
| | | | | 是正・改善 に取組中 C | 未取組 D | | |
| H25 | 定期監査 | 113 | 112 | | 1 | 1 | |
| | 普通会計 | 5 | 4 | 1 | | 0 | |
| | 公営企業会計 | 118 | 116 | 1 | 1 | 1 | |
| | 小計 | 26 | 22 | 1 | 3 | 3 | |
| | 行政監査 | 144 | 138 | 2 | 4 | 4 | |
| H24 | 定期監査 | 1 | | 1 | | 0 | |
| | 普通会計 | 0 | | | | 0 | |
| | 公営企業会計 | 1 | | 1 | | 0 | |
| | 小計 | 0 | | | | 0 | |
| | 行政監査 | 140 | 119 | 10 | 10 | 10 | 1 |
| | 包括外部監査 | 141 | 119 | 11 | 10 | 10 | 1 |
| H23 | 定期監査 | 0 | | | | 0 | |
| | 普通会計 | 0 | | | | 0 | |
| | 公営企業会計 | 0 | | | | 0 | |
| | 小計 | 0 | | | | 0 | |
| | 行政監査 | 5 | 3 | 2 | | 0 | |
| | 包括外部監査 | 5 | 3 | 2 | | 0 | |
| H22 | 定期監査 | 1 | | | | 0 | 1 |
| | 普通会計 | 0 | | | | 0 | |
| | 公営企業会計 | 1 | | | | 0 | 1 |
| | 小計 | 0 | | | | 0 | |
| | 行政監査 | 0 | | | | 0 | |
| | 包括外部監査 | 0 | | | | 0 | |
| 計 | 1 | | | | 0 | 1 | |
| 合 計 (~) | | 291 | 260 | 15 | 14 | 14 | 2 |

(注) H25 包括外部監査については、措置状況の報告期限の関係から H27 フォローアップ対象として確認する。

(2) 平成 2 5 年度指摘事項等分について

平成 2 5 年度指摘事項等の対象となった 1 4 4 件の内訳は、「是正・改善済」が 1 3 8 件、「是正・改善見込」が 2 件の合計 1 4 0 件（97.2%）であり、「是正・改善に取込中」が 4 件（2.8%）であった。

「是正・改善に取組中」の 4 件は、今後のフォローアップの対象である。

(3) 平成 2 4 年度指摘事項等分について

平成 2 4 年度指摘事項等の対象となった 1 4 1 件の内訳は、「是正・改善済」が 1 1 9 件、「是正・改善見込」が 1 1 件で合計 1 3 0 件（92.2%）であり、「是正・改善に取組中」が 1 0 件（7.1%）であった。

「是正・改善に取組中」の 1 0 件は、今後のフォローアップの対象である。

「その他」1 件については、執行機関の見解が妥当又はやむをえないと認められるものであった。

(4) 平成 2 3 年度指摘事項等分について

平成 2 3 年度指摘事項等の対象となった 5 件の内訳は、「是正・改善済」が 3 件、「是正・改善見込」が 2 件で合計 5 件であった。

(5) 平成 2 2 年度指摘事項等分について

平成 2 2 年度指摘事項等の対象となった 1 件の内訳は、「その他」が 1 件であった。

その他の 1 件については、引き続き取り組みが必要であるものの、解決に長期間を要すると認められるものであった。

3 改善された事項の主な内容

(1) 借上げ不動産の取扱いについて（平成 2 5 年度定期監査・普通会計）

〔指摘事項等〕

借上不動産の取扱いについては、昭和 3 9 年 7 月 1 7 日付、総務部長通知により借上不動産を公用又は公共用に使用する場合においては、行政財産と同様の適正な取扱いをなし、行政事務に支障を来たすことのないように注意しなければならないとされている。

しかしながら、今回の監査において、本庁における借上予定伺いの決裁を経ることなく地方機関で借上契約を締結しているものや本庁及び地方機関において借上不動産台帳が作成されていないものが散見されたので、借上不動産に係る適正な取扱いについて指導徹底を行うべきである。

〔措置状況〕

借上不動産の取扱いについては、「地方機関における事務取扱いフロー」及び「借上台帳の作成及び管理方法」を具体的に示して、再度、本庁各課及び各地方機関へ周知を図ったところです。

今後とも、借上不動産の適正な取扱いに努めてまいります。

〔確認結果〕

平成25年9月5日付けで「借り上げ不動産にかかる事務取扱いについて」、各課あて通知をしており、適正な事務処理を行うよう指導していた。

なお、前期監査において、適切な事務処理がなされていたことを確認した。

(2) 劇毒物の管理保管について（平成25年度定期監査・普通会計）

〔指摘事項等〕

劇毒物の管理については、平成22年度に随時監査を実施したところ、劇毒物の表示を行っていないものや保管数量が管理簿と合致していないものなどが見受けられ、関係法令及び薬務行政室作成の「毒物劇物取扱いの手引き」に基づく適切な管理を求めたところである。

しかしながら、今回の監査においても劇毒物の保管場所が不適切であるものや点検記録に不備があるものが認められたので、関係法令等の定めに従った劇毒物の管理の指導徹底を行うべきである。

〔措置状況〕

対象所属において、それぞれ改善措置を行った。

なお、水産部においては、全ての水産業普及指導センターに対し文書による指導徹底を行うとともに、今回の監査において指導事項に示されたセンターの現地指導を行った。

〔確認結果〕

対象所属において、それぞれ前期監査において改善が確認できた。

なお、水産部においては、平成25年10月21日付けで水産業普及指導センター所長に対し、監査における指導事項の再発防止を徹底する通知を行うとともに、10月22日に現地調査を行っていた。

(3) 新地方公営企業会計基準に係る移行事務について

（平成25年度定期監査・公営企業会計）

〔指摘事項等〕

平成23年度に行われた地方公営企業会計制度の見直しにより、平成26年度の予算及び決算から新会計基準への移行が義務付けられている。

当該見直しは多岐にわたる大幅な変更であることから移行事務に遺漏等が生じないように適切な対応を図るべきである。

〔措置状況〕

平成26年度予算・決算からの適用となる新会計基準に円滑に移行できるよう、情報収集や事前の準備作業に努めてまいります。

〔確認結果〕

平成26年度予算において、制度見直しに伴う引当金の計上など必要な予算が計上されている。

財務規程についても改正手続きを行い、平成26年4月1日から適用させている。

4 課題として残っている事項

課題事項

| 区分 | 定期監査 (普通会計) | 行政監査 | 包括外部監査 | 計 |
|-----|----------------|------|--------|----|
| H25 | 1 | 3 | - | 4 |
| H24 | 0 | 0 | 10 | 10 |
| 計 | 1 | 3 | 10 | 14 |

課題として残っている事項が14件あり、その内訳は定期監査（普通会計）1件、行政監査3件、包括外部監査10件となっている。

なお、課題の概要は下記のとおりである。

(1) 定期監査（普通会計）

平成25年度指摘事項等 1件

ア 公有財産等の管理について

行政財産使用許可台帳並びに普通財産貸付台帳の作成・保管についての適切な事務処理の指導と併せて、許可等の履歴が記入できるような規則様式への改正を検討すべき

(2) 行政監査

平成25年度指摘事項等 3件

県職員が兼務している任意団体への負担金の支出等について

ア 役員等と幹事の重複について

会則において、監事は幹事の互選により選出するとされており、幹事と監事が重複している。

イ 会計規程等の整備について

県財務規則等に準じて会計処理を行っているが、根拠となる規程を整備していないものがある。

ウ 委託事業の適切な実施について

委託事業について、契約書に定めた事業規模を達成し委託目的を遂行するよう努めるべきであるが、外国における活動があるため困難な事情があると認められるものの、県等からの委託事業のうち、委託金額の7割近くを執行できずに精算返納しているものがある。

(3) 包括外部監査

平成24年度指摘事項等 10件

ア 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業について (意見書 249P)

イ 眼科用の備品について (意見書 185P)

ウ 従物内訳表の整備について (意見書 95P)

エ 物品と物品管理簿の照合について (意見書 95P)

オ 負担金及び補助金及び交付金について (意見書 105P)

カ 駐車場管理業務の精算報告と実態との乖離について (意見書 108P)

キ 管理運営委託の実績報告書の内容について (意見書 109P)

ク 従物内訳表の整備について (意見書 334P)

ケ 代替地処分手続きに問題が認められるもの (意見書 230P)

コ 代替地の無断使用について (意見書 232P)

* ()内の意見書とは「平成24年度包括外部監査結果報告書及び報告に添えて提出する意見書」を指す